

# 年金トピックス

2020年10月2日  
団体年金事業部

## 第15回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会について

9月30日に第15回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。  
議事は以下のとおりです。

- (1) DCの拠出限度額について
- (2) DBの掛金設定の弾力化について

次回も引き続き、(1)の議題について、議論を行うこととなりました。  
厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。  
なお、(1)(2)に関する各委員の主な発言を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho\\_163664\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html)

【ご参考】年金通信

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/>

※これまでの企業年金・個人年金部会に関する年金通信が閲覧可能です。

以上

# 第15回企業年金・個人年金部会について (各委員の主な発言)

2020年10月2日  
第一生命保険株式会社  
団体年金事業部

一生涯のパートナー

**第一生命**

 Dai-ichi Life Group

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」と表記しています。
- 特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

- 議論された主な論点の概要は以下の通りです。

議事	論点	論点の概要
(1) DCの拠出限度額 について	DB併用時の 企業型DC拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行、DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、全てのDBの掛金を一律(2.75万円/月)評価し、拠出限度額(5.5万円/月)から控除して設定されている。</li> <li>・このDB掛金額は制度設立時に厚生年金基金の給付水準の平均から評価しているが、多くのDB掛金の実態はこの水準よりも低い。</li> <li>・公平な制度とするために、DBごとの掛金額の実態から「掛金に相当する額(仮想掛金額)」を算出し、「企業型DCの拠出限度額=5.5万円-仮想掛金額」とする考えを検討。</li> </ul>
	企業型DCの 拠出限度額の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について検討。</li> </ul>
	個人型DCの 拠出限度額の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の仮想掛金額を反映することで、個人型DCの拠出限度額は、「2万円/月(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が5.5万円/月)」で統一することができるか検討。</li> </ul>
(2) DBの掛金設定の 弾力化について	DBの掛金設定の 弾力化検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今般の新型コロナウイルス感染症に関する措置の影響により、事業主がDB掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合、リーマンショック当時に講じたDB掛金設定の弾力化措置(掛金の引上げ猶予等)と同様の取扱いを講じるか検討。</li> </ul>

# 主な意見(DB併用時の企業型DC拠出限度額①)

- 各委員の主な意見と厚生労働省のコメントは以下の通りです。
- 関連団体ヒアリングで提示された多様な課題を踏まえ、次回の部会でも継続検討されることとなりました。

【記載は発言順です。】

## 〔内田委員(全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 総合研究企画室事務局長 兼 教育部長)〕

- ・(資料2:P9)DBは労使合意に基づいて実施してきたものであるため、これまで企業年金の充実に尽力してきた労使の取組を無駄にするような制度見直しとはなってはならない。そのため、経過措置に留まることなく、これまでの労使合意を最大限尊重できるような仕組みを検討いただきたい。
- ・DBは企業年金の普及の中心に位置づけられるため、見直しによってDBの普及に負のインパクト与えないようにすべき。DBに与える影響について丁寧な検証をお願いしたい。

## 〔厚生労働省〕

- ・現行制度で認められてきたものを労使合意のうえで実施してきた既存制度に最大限配慮しなければいけないという指摘は、関連団体から多数いただいている。どのような経過措置がありうるか、今後の部会で議論いただきたい。

## 〔金子委員(野村総合研究所金融イノベーション研究部上級研究員)〕

- ・(資料2:P15)基礎年金番号のDB加入者原簿への収録について、受託会社だけに負担が集中しないよう、事業主に対しても徹底すべきだ。
- ・(資料2:P9)企業型DCの拠出額が縮小することに一定の配慮が必要となるという意見が多いが、この点への見解を聞きたい。

## 〔厚生労働省〕

- ・企業型DCやDBの情報連携において、本人を識別する番号として基礎年金番号を使用することを想定している。企業年金では、適切な記録管理を徹底するため法改正が行われたものの、事業主の取組が遅れているとの指摘があった。法令上の義務は事業主にあり、受託機関は原簿の複本を管理する形である。このため、厚労省から事業主に対して周知徹底を行う。
- ・制度の見直しにあたっては、現行制度で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施していることは認識したうえで、必要な経過措置はしっかりやりたい。

## 〔伊藤委員(日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長)〕

- ・(資料2:P9)労働組合としては、DBは労働条件のため、税制改正で労働条件変更を余儀なくされることは適当ではないと強く思っている。一定期間の経過措置と言われているが、一定期間で強制適用されるのは適当ではない。労働組合が労働条件の維持、改善、経済的地位の向上を図ることが目的である以上、この点を重視することは理解していただきたい。

# 主な意見(DB併用時の企業型DC拠出限度額②)

【記載は発言順です。】

**[井戸委員(井戸美枝事務所(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)代表)]**

・2022年10月に間に合うようにシステムと実務の整備をしていただきたい。

**[厚生労働省]**

・2022年10月にシステム構築を間に合わせるべく、関係者間で実務的な検討の場を設置し、受託機関、RK、企年連、国基連に協力いただいている。仕組みが機能して間に合うように努力したい。

**[小林委員(日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理)]**

・企業型DCにDB掛金の実態を反映させる改正について異論はないが、今回の見直しに伴って拠出可能額が縮小する企業においては、退職金や貸金体系の見直しが必要となるため、十分な期間を取っていただくよう配慮いただきたい。  
・DB掛金の評価の方法や事業主からの情報提供の方法は、専門家や関係機関の知見に基づいて、デジタル化を含めて実務面で簡素で分かりやすいようにしていただきたい。

**[鮫島オブザーバー(企業年金連合会理事長)]**

・DCの拠出限度額について、拠出額が縮小、拠出不可となる加入者にも何らかの経過措置を設ける必要がある。不可の場合、既に積みあがった資金の取扱いについて、何らかの形で制度内に留まることが可能となるような工夫ができないかと思う。

**[厚生労働省]**

・DBでは合理的な理由があれば、加入者のまま掛金の拠出をしないことを認めている。一方、企業型DCでは掛金なしの加入者を認めていないため、法令上DBと同じ手当てをする必要がある。拠出はないが加入者に留まって運用指図を企業型DC内で行えるようにする形を想定している。

**[森戸部会長代理(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)]**

・限度額にDB掛金を精緻に反映させるという方針はその通りだと思っている。今後、特別法人税や退職金の税制を含んだ制度全体の税制の仕組みを検討していくことになるので、理論的に整理をしておかなければいけない。

# 主な意見(企業型DC・個人型DCの拠出上限額の水準)

- 企業型DC・個人型DCともに、限度額引き上げについては継続検討となっています。
- 各委員の主な意見と厚生労働省のコメントは以下の通りです。

【記載は発言順です。】

## 企業型DCの拠出上限額の水準

【細田委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)】

・拠出限度額5.5万円の引き上げの検討は、「新たな設定方法を検討」とあるので、引き続き検討をお願いしたい。

【厚生労働省】

・拠出限度額の新たな設定方法はどのような方法があるか考える。ただ、財政検証の時期といった改正のタイミングも見極める必要がある。

## 個人型DCの拠出上限額の水準

【伊藤委員(日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長)】

・企業年金と個人年金の掛金の性格を曖昧にすべきではない。労働条件である企業年金の掛金と個人型の自助努力の掛金がトレードオフの関係になっている点に強い問題意識を持っている。

【厚生労働省】

・今回提示しているDCの拠出限度額の図は最終形ではない。このため、資料にも引き続きの検討課題として示している。穴埋め型を含めて個人型DCの在り方を考えていくべきだが、退職給付制度である企業年金の事業主掛金と個人の自助努力である個人型DCの拠出の関係はしっかり整理したうえでの議論であるべきだ。

【細田委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)】

・個人型DCの拠出限度額引き上げについて、引き続き検討していただきたい。

【厚生労働省】

・個人型DCの限度額2.3万円の引き上げは、設定の背景を理解した上で、退職金と個人拠出の整理をどうするか。共通枠を作り穴埋め型にする考え方もあれば、企業年金と個人年金を独立した関係にしつつ、両者を調整するようなやり方もある。穴埋め型ありきではなく、どのような仕組みがありうるか、税制を含めて考えていく想定だ。

# 主な意見(DBの掛金設定の弾力化検討)

- 「早急な対応」、「実施後の検証」に対する意見は出ましたが、弾力化措置を実施する方針には各委員とも賛同しています。本部会の意見を踏まえて、省令改正を行うこととされています。
- 各委員の主な意見は以下の通りです。

【記載は発言順です。】

**[内田委員(全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 総合研究企画室事務局長 兼 教育部長)]**

・DB制度を維持することは重要であり、今回の提案には賛同。リーマンショック時に同様の対応をしているが、その後の検証ができなかったと思う。受給権保護の観点からも課題がなかったという確認は必要だ。弾力化措置を適用するDBの健全性の保護と受給権の保護に厚労省が厳しく目を光らせてほしい。

**[厚生労働省]**

・リーマンショック時は、規約変更を必要としない取扱いとしており、フォローできない状況に陥っているため、今回規約変更を求める。DB受給権保護の観点から適用件数等について部会でフォローアップしていきたいと思う。

**[小川委員(日本年金数理人会理事長)]**

・今回はリーマンショック時の対応に規約の変更が追加される。掛金の規約変更は数理人が確認する流れのため、しっかりと正当性をみれるようになると思う。協力していきたい。

**[厚生労働省]**

・規約変更の手続きを行うのは、労使での十分な議論と数理人の適切なチェックを期待するものだ。よろしく願います。

**[小林委員(日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理)]**

・規約変更の手続きには一定の時間がかかり、コロナの関係で実務的な負荷が増しているため、可能な限り早く省令改正を実施してもらいたい。併せてQAも公表していただくことで特例措置を活用できる環境を整えていただきたい。

以上